

昭和四十六年五月十七日

四日市市議會臨時會會議錄

四日市市議會

○議事日程

昭和四十六年五月十七日(月) 午後二時開会

- 第一 議席の指定について
- 第二 会議録署名議員の指名について
- 第三 会期の決定について
- 第四 選挙第一号 四日市市議会議長の選挙について……………選挙
- 第五 選挙第二号 四日市市議会副議長の選挙について……………
- 第六 発議第四号 四日市市議会常任委員会委員の選任について……………選任
- 第七 選挙第三号 四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の選挙について……………選挙
- 第八 選挙第四号 三泗伝染病隔離病舎組合議會議員の補欠選挙について……………
- 第九 選挙第五号 四日市港管理組合議會議員の選挙について……………
- 第一〇 発議第五号 四日市市議会特別委員会の設置について……………議決
- 第一一 議案第六二二号 監査委員の選任について……………議案説明・質疑、討論、議決
- 第一二 報告第一号 専決処分について……………報告
- 第一三 報告第二号 専決処分について……………

○本日の会議に付した事件

- 日程第一 議席の指定について
- 日程第二 会議録署名議員の指名について
- 日程第三 会期の決定について
- 日程第四 選挙第一号 四日市市議会議長の選挙について
- 日程第五 選挙第二号 四日市市議会副議長の選挙について
- 日程第六 発議第四号 四日市市議会常任委員会委員の選任について
- 日程第七 選挙第三号 四日市、孤野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第八 選挙第四号 三河伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第九 選挙第五号 四日市港管理組合議会議員の選挙について
- 日程第一〇 発議第五号 四日市市議会特別委員会の設置について
- 日程第一一 議案第六二号 監査委員の選任について
- 日程第一二 報告第一号 専決処分について
- 日程第一三 報告第二号 専決処分について
- 日程第一四 議案第六三号 四日市市税条例の一部改正について

○出席議員(四十三名)

青	天	荒	小	伊	伊	伊	伊	伊	小	荒	天	青
山	春	木	井	藤	藤	藤	藤	藤	井	木	春	山
峯	文	武	道	金	太	信	久	武	四	武	久	峯
男	雄	治	夫	一	郎	一	郎	雄	郎	武	久	男
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○議事説明のため出席した者

市助	市助	市長	市務部長	総務部長	税務部長
九鬼喜久男	岩野見齋	加藤寛嗣	庄司良一	三輪喜代司	平井清三
荒木三郎	君	君	君	君	君

○欠席議員（一名）

山口信生	吉垣照男	山本勝君	山中忠一君	安垣勇君	六平司君	松島良一君	増山英一君	藤井泰治郎
------	------	------	-------	------	------	-------	-------	-------

福田香史	日比川平君	早川正夫君	服部昌弘君	長谷川鐸元君	橋本増蔵君	橋本建治君	野崎貞芳君	生川平蔵君	中島隆平君	出井博君	坪井妙子君	田中政一君	高橋力三君	高井三夫君	志積政一君	後藤藤太郎君	後藤寛治君
------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------

す。

日程第三 会期の決定について

○臨時議長（安垣 勇君）

日程第三、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は、本日一日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（安垣 勇君）

ご異議なしと認めます。よつて、会期は本日一日間と決定いたしました。

日程第四 選挙第一号四日市市議会議長の選挙について

○臨時議長（安垣 勇君）

次に、日程第四、選挙第一号四日市市議会議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（安垣 勇君）

ただいまの出席議員数は、四十三人です。

投票用紙を配布いたさせます。

（投票用紙配布）

○臨時議長（安垣 勇君）

投票用紙の配布漏れはありませんか。1 配布漏れなしと認めます。

○臨時議長（安垣 勇君）

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○臨時議長（安垣 勇君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ投票願います。

それでは、順次投票願います。

（各員投票）

○臨時議長（安垣 勇君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（安垣 勇君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○臨時議長(安垣 勇君)

開票を行います。

会議規則第二十九条第二項の規定により、立会人に服部昌弘君及び長谷川鐸元君を指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。

(立会人立ち会い)

(開 票)

○臨時議長(安垣 勇君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数四十三票

そのうち

有効投票四十三票

無効投票零票

有効投票中

日比義平君二十八票

大島武雄君十票

野崎貞芳君五票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、十一票であります。よつて、日比義平君が議長に当選されました。
ごめいさつ願います。

(議長(日比義平君) 議場中央に進む)

○議長(日比義平君) ただいまは議長にご指名をちようだいいたしましたして、まことに光栄に存する次第でございます。
ま。

なかなかの重責でございますので、どうぞこのうえとも皆さま方の絶大なご協力を得まして、重責を全ういたす
考えてございます。どうかよろしくお願いをいたします。

(拍手)

○臨時議長(安垣 勇君) 以上で私の職務は終わりました。

日比議長、議長席にお着き願います。

(臨時議長(安垣 勇君) 退席、議長日比義平君) 着席)

日程第五 選挙第二号四日市市議会副議長の選挙についで

○議長(日比義平君) 次に、日程第五、選挙第二号四日市市議会副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(日比義平君) ただいまの出席議員数は、四十三人であります。

投票用紙の配布をいたします。

(投票用紙配布)

○議長(日比義平君) 投票用紙の配布漏れはございませんか。1配布漏れなしと認めます。

○議長(日比義平君)

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(日比義平君) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順次ご投票をお願いします。

(各員投票)

○議長(日比義平君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(日比義平君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長(日比義平君) 開票を行ないます。

会議規則第二十九条第二項の規定により、立会人に早川正夫君及び松島良一君を指名いたします。

両君の立ち会いを願います。

(立会人立ち会う)

(開 票)

○議長(日比義平君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数四十三票

そのうち

有効投票四十三票

無効投票 零票

有効投票中

志積政一君二十八票

吉垣照男君 七票

六平豊司君 五票

喜多野等君 二票

山本 勝君 一票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、十一票であります。よつて、志積政一君が副議長に当選されました。

副議長、ごあいさつ。

(副議長(志積政一君)議場中央に進む)

○副議長(志積政一君) 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまはまことにはえある副議長という要職に選任を承りまして、まことに身に余る光栄と存じます。まことに
 ありがとうございます、厚くお礼申し上げます。

しかしながら、ご承知のように至つて浅学非才でございますので、はたしてこの要職がつとまるやいなやまことに
 危惧の念を持つものでありますが、ご選任を受けました以上、微力ではございますが、誠心誠意議長のよりよき
 女房役として、是非々々主義をもつてこれに当たりたいと思います。

どうか今後ともよろしくご指導とご協力をとお願ひしまして、まことに簡単でございますが、ごあいさつにかえ
 させていただきます。どうもありがとうございます。

(拍手)

日程第六 発議第四号四日市市議会常任委員会委員の選任について

○議長(日比義平君) 次に、日程第六、発議第四号四日市市議会常任委員会委員の選任についてを議題といたし
 ます。

おはかりいたします。委員会条例第六条の規定により、

大島武雄君	訓覇也男君
小林博次君	志積政一君
高橋力三君	野崎貞芳君
橋本建治君	服部昌弘君
日比義平君	藤井泰治郎君

安垣勇君

以上十一名を総務衛生委員会委員に、

天春文雄君	小井道夫君
伊藤太郎君	伊藤信一君
川村太潔君	喜多野平等君
坪井妙子君	中島隆平君
早川正夫君	松島良一君
山本勝君	

以上十一名を教育民生委員会委員に、

伊藤金一君	岩田久雄君
小川四郎君	粉川茂君
後藤寛治君	後藤藤太郎君
出井博博君	生川平蔵君
増山英一君	山中忠一君
吉垣照男君	

以上十一名を産業水道委員会委員に、

青山峯男君	荒木武治君
小林哲夫君	

高井 三夫 田中 政一 君
 橋本 増蔵 長谷川 鐸元 君
 福田 香史 君 六平 豊司 君
 山口 信生 君

以上十一名を建設委員会委員に、それぞれ指名したいと思ひます。これにご異議ございませんか。
 「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

暫時、休憩をいたします。

休憩中に各常任委員会の開会を願ひまして、正副委員長の互選をお願いいたします。

午後二時三十六分休憩

午後三時二十八分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に互選いただきました各常任委員会の正副委員長の氏名を報告いたします。

総務衛生委員会 委員長 野崎 貞芳 君

副委員長 高橋 力三 君

教育民生委員会 委員長 坪井 妙子 君

副委員長 天春 文雄 君

産業水道委員会 委員長 増山 英一 君

副委員長 後藤 藤太郎 君

建設委員会 委員長 小林 喜夫 君

副委員長 長谷川 鐸元 君

以上のとおりであります。

日程第七 選挙第三号四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の選挙について

○議長（日比義平君） 次に、日程第七、選挙第三号四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することになつたと思ひます。

これにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（日比義平君） ご異議ありませんので、そのように決定をいたします。

四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員に

小林 博次 君 志積 政一 君
 高橋 力三 君 野崎 貞芳 君

橋本 建 治 君 藤 井 泰 治 郎 君
安 垣 勇 君

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました小林博次君、志積政一君、高橋力三君、野崎貞芳君、橋本建治君、藤井泰治郎君、安垣 勇君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よつて、

小 林 博 次 君 志 積 政 一 君
高 橋 力 三 君 野 崎 貞 芳 君
橋 本 建 治 君 藤 井 泰 治 郎 君
安 垣 勇 君

が四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員に当選されました。

日程第八 選挙第四号三泗伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙について

○議長（日比義平君） 次に、日程第八、選挙第四号三泗伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙を行ないます。本件は、市議会議員の改選により欠員となりましたので、これを補充するものであります。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

三泗伝染病隔離病舎組合議会議員に

訓 覇 也 男 君 野 崎 貞 芳 君
服 部 昌 弘 君 藤 井 泰 治 郎 君
安 垣 勇 君

を指名いたします。

ただいま指名いたしました訓覇也男君、野崎貞芳君、服部昌弘君、藤井泰治郎君、安垣 勇君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よつて、

訓 覇 也 男 君 野 崎 貞 芳 君
服 部 昌 弘 君 藤 井 泰 治 郎 君
安 垣 勇 君

が三泗伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

日程第九 選挙第五号四日市港管理組合議会議員の選挙について

○議長（日比義平君） 次に、日程第九、選挙第五号四日市港管理組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、指名推選によることとし、指名の方法につきましては議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

四日市港管理組合議会議員に

伊 藤 太 郎 君 大 島 武 雄 君

早 川 正 夫 君 山 中 忠 一 君

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました伊藤太郎君、大島武雄君、早川正夫君、山中忠一君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よつて、

伊 藤 太 郎 君 大 島 武 雄 君

早 川 正 夫 君 山 中 忠 一 君

が四日市港管理組合議会議員に当選されました。

日程第十 発議第五号四日市市議会特別委員会の設置について

○議長（日比義平君） 次に、日程第十、発議第五号四日市市議会特別委員会の設置についてを議題といたします。

おはかりいたします。公災害防止について調査研究のため十一人の委員をもつて構成する公害対策特別委員会、市内交通問題について調査研究のため十一人の委員をもつて構成する交通対策特別委員会、青少年の健全育成のため施設整備について調査研究のため十一人の委員をもつて構成する青少年対策特別委員会、及び老人の福祉施設整備並びに医療費無料化について調査研究のため十一人の委員をもつて構成する老人対策特別委員会を設置し、議会の閉会中も調査研究を行なうことができるものとし、本調査研究が終了するまで継続して調査研究を行なうことについていたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よつて、公災害防止について調査研究のため十一人の委員をもつて構成する公害対策特別委員会、市内交通問題について調査研究のため十一人の委員をもつて構成する交通対策特別委員会、青少年の健全育成のための施設整備について調査研究のため十一人の委員をもつて構成する青少年対策特別委員会、及び老人の福祉施設整備並びに医療費無料化について調査研究のため十一人の委員をもつて構成する老人対策特別委員会を設置し、議会の閉会中も調査研究を行なうことができるものとし、本調査研究が終了するまで継続して調査研究を行なうことに決しました。

おはかりいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第六条の規定により、

天 春 文 雄 君 伊 藤 太 郎 君

以上十一名を公害対策特別委員会委員に、

大島武雄君	後藤寛治君	野崎貞芳君	橋本増蔵君	山本勝君	伊藤金一君	後藤藤太郎君	出井博君	福田香史君	山口信生君	吉垣照男君	荒木武治君	訓覇也男君	田中政一君	長谷川鐸元君	日比義平君
川村潔君	志積政一君	橋本建治君	早川正夫君		小林哲夫君	高橋力三君	中島隆平君	藤井泰治郎君	山中忠一君		伊藤信一君	粉川茂君	坪井妙子君	服部昌弘君	六平豊司君

以上十一名を交通対策特別委員会委員に、

大島武雄君	後藤寛治君	野崎貞芳君	橋本増蔵君	山本勝君	伊藤金一君	後藤藤太郎君	出井博君	福田香史君	山口信生君	吉垣照男君	荒木武治君	訓覇也男君	田中政一君	長谷川鐸元君	日比義平君
川村潔君	志積政一君	橋本建治君	早川正夫君		小林哲夫君	高橋力三君	中島隆平君	藤井泰治郎君	山中忠一君		伊藤信一君	粉川茂君	坪井妙子君	服部昌弘君	六平豊司君

以上十一名を青少年対策特別委員会委員に、

安垣勇君	青山峯男君	岩田久雄君	喜多野等君	小林喜夫君	生川平蔵君	松島良一君	小井道夫君	小川四郎君	小林博次君	高井三夫君	増山英一君

以上十一名を老人対策特別委員会委員に、それぞれ指名したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君）　ご異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの特別委員会委員に選任することに決しました。

暫時、休憩をいたします。

休憩中に各特別委員会を開会いただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

午後三時三十九分休憩

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に互選いただきました各特別委員会の正副委員長の氏名を報告いたします。

公害対策特別委員会 委員長 山本勝君

副委員長 川村潔君

交通対策特別委員会 委員長 伊藤金一君

副委員長 藤井泰治郎君

青少年対策特別委員会 委員長 伊藤信一君

副委員長 六平豊司君

老人対策特別委員会 委員長 生川平蔵君

副委員長 松島良一君

以上のとおりであります。

○議長（日比義平君） この際、ご報告いたします。

要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。ご了承を願います。

日程第十一 議案第六十二号 監査委員の選任について

○議長（日比義平君） 次に、日程第十一、議案第六十二号 監査委員の選任についてを議題といたします。

本件は、安垣 勇君の一人身上に関する案件でありますので、地方自治法第一百七条の規定に基づき、同君の退席を求めます。

〔安垣 勇君退席〕

○議長（日比義平君） 提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの上程の議案は、議会議員のうちから選任する監査委員として安垣 勇氏をご選任申し上げたいと存じ、ご同意をお願いするものでございます。

○議長（日比義平君） 本件につきましては、別段ご異議もないことと思っておりますので、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。

これより議案の採決を行ないます。

本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よつて、議案第六十二号 監査委員の選任については、これに同意することに決しました。

日程第十二 報告第一号専決処分について、及び

日程第十三 報告第二号専決処分について

○議長（日比義平君） 次に、日程第十二、報告第一号専決処分について、及び日程第十三、報告第二号専決処分についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の各報告についてご説明申し上げます。

報告第一号は、昭和四十五年度一般会計におきまして、四日市港管理組合負担金に対する国の特別財政措置による助成金、並びに労働会館建設事業資金、都市計画事業資金、公営住宅建設事業資金、義務教育施設整備事業資金、及び土木災害復旧事業資金に対する融資額が年度末に至り増額決定を見ましたのと、預金利子の増収がありましたので、これらにより基金特別会計からの繰入金の一部を取りやめ、歳入予算の補正を専決いたしましたものであります。

報告第二号は、基金特別会計の予算補正でありまして、報告第一号に関連の一般会計への繰出金の一部を取りやめたもの、及び預金利子の増額分を財政調整基金に積み立てるよう専決いたしましたものであります。

以上ご報告申し上げます、ご承認をお願いするものであります。

○議長（日比義平君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） 別段ご質疑もございませんので、報告第一号及び報告第二号は承認することにいたしました、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よつて、報告第一号専決処分について、及び報告第二号専決処分については、承認することに決しました。

日程第十四 議案第六十三号四日市市税条例の一部改正について

○議長（日比義平君） 次に、日程第十四、議案第六十三号四日市市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の議案について、ご説明申し上げます。

議案第六十三号は、市税条例の一部改正案でありまして、去る三月三十日公布された地方税法の一部改正する法律等の施行に伴い、これに関連する本市の条例の整備を行なうとともに、市民税の減免措置の一部をあわせて改正しようとするものであります。

今回改正のおもな内容は、市民税における簡易税額表の適用範囲の拡大、途中退職者にかかる特別徴収手続の改正並びに減免にかかる所得基準額の引き上げ、及び納税義務を負わない障害者等の夫を持つ妻に対する軽減措置の新設その他の改正と、固定資産税における新規購入電子計算機に対する税負担の軽減、並びに法改正に伴う入湯税の改正等であります。

よろしくご審議のうえ、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（日比義平君）　ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（日比義平君）　ご異議なしと認めます。

これより議案の採決を行います。

本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（日比義平君）　ご異議なしと認めます。よつて、議案第六十三号四日市市税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（日比義平君）　この際、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

（市長（九鬼喜久男君）登壇）

○市長（九鬼喜久男君）　一部の議員の皆さんの間に、公害の賠償、無過失賠償責任の問題が論議をされておるやに伺っておりますので、最近の情勢並びに私の考え方につきまして、若干の説明をさせていただきます。

従来公害につきましては、民法等の不法行為によるところの過失あるいは故意というものが限り、処分は賠償の対象にはならなかつたわけでございますけれども、最近住民のいろいろの動きから、こういうような動きがございます。

私の考えを申し上げます前に、若干の他の地方の情勢を申し上げまして参考にしたと思いますが、ご承知のように、昨年十一月に大分県臼杵市に大阪セメントが進出をいたしました。これはご承知のようにたいへん混乱をいたしました。市長選挙まで行なった結果、大分県と大阪セメントとの間に公害防止協定が成立いたしました。

その協定文の中に、今後会社が公害を起こした場合、この場合は粉じんでございますが、セメントの飛散によるところの粉じんでございますが、公害を起こした場合には、故意、過失等にかかわらず損害賠償に應ずるものとするというような一項が入れられまして、無過失賠償責任の先例となったわけでございますが、引き続きまして、大分県におきましては鶴崎、大分の鶴崎埋立地において、新日本製鉄大分工場並びにその他八社の関連コンビナート等と、その無過失責任の公害協定を結ぼうといたしましたところ、非常に強い反対がございまして、国もまだその結論を出しておられない段階であるし、なお、県並びに市の調査等においては非常に心細いものであると、技術的にも非常に心細いと、また、複合汚染等の範囲の対象がきわめて不明確であるという理由のもとに、これを拒否さ

れた、無過失責任の賠償公害無過失責任の協定を結ぶことができませんでした。

その後、いろいろ住民パワーの動きがございまして、千葉県の京葉工業地帯におきましても、この賠償無過失責任の協定がいろいろ審議をされております。

また、ご承知のように、千葉県千葉市対川崎製鉄、また神奈川県横浜市、川崎市対日本鋼管、和歌山県和歌山市対住友金属和歌山工場等の間に、複合汚染の基準が非常にきびしく協定をせられておりまして、最終年度の排煙脱硫ができた際におきましては〇・〇一二P.Mにするという約束までするような情勢になつてきております。現在、国においてもいろいろこの複合汚染の問題につきましては、むずかしい理由がございまして、審議はされませんが、このたびのいろいろの規制からは除かれておりますが、そういうような各地の情勢もございまして、今後四日市におきましてもこういう各地の動き並びに国の動静を見たりえで、われわれといたしましても、さらに積極的に公害防除の方法が講ぜられるように努力をいたしたいと、さように考えております。

○議長（日比義平君） 橋本君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 ただいま、市長のほうから積極的に発言を求められて、市民の多くの皆さんの中からも疑問に思われておりますこの無過失賠償責任法案について、今後積極的に解決していこうというような意味のお話がございましたが、五月の十日に中央公害対策審議会で政府原案が諮問されました、今次の国会で、それを成立されるというふうにわれわれ聞いております。

ただいま市長からお話がありましたけれども、現在、政府の原案を見ますと、適用対象が大气または公共用水域への有毒物質の排出を原因とするものに限るとか、また、この有毒物質は大気汚染防止法と水質汚濁防止法に規定する物質とすると、無過失責任を認める被害は健康被害だけとすると、また、この制度は法律施行後の排出による被害に適用すると、今後の問題になつておるわけでありまして。さらに複合汚染を除外するというように、内容的にですね、すでに報道されております。

先ほど九鬼市長からのご発言の中にも、積極的にということがございましたが、このような法律がきまつてしまつてからでは、いま各所でやられておりますように、無過失責任賠償の立場でいろいろな協定が結ばれておりますけれども、はたしてこの四日市の現状から見まして、また今後の工場がさらに大きくなっていくという、排水が大きくなっていくという現状から見まして、どうかということでありまして。

私は、まず第一に、現在市民に及ぼしてある公害による被害の現状から見まして、また多数の公害発生源による複合汚染の現状から見しても、同法案が成立することによって四日市市民の命と暮らしを守ることができるんかと、公害を持つ市民を例にとりましてどうかという点を見まして、卒直に申してはなはだ実効力のなきものとなることは、明白ではないかというふうに思うわけです。

なぜかと申しますと、今日各種の公害関係諸法が成立しておりますけれども、公害発生源の責任の明確化、また被害の完全なる補償、公害患者の治療と生活保障、また公害の根絶を期すということを明確にした法令、すなわち真に住民の命と暮らしを守り、公害を根絶する立場に立つた法令が成立しておらないということは、非常に残念なことであると思つております。このうえでですね四日市公害の特殊性であります複合汚染を除外した同法案の成立を見ますと、これに倍して発生源の責任を全く回避され、被害者をはじめ二十万市民の命と暮らしの保障はより一そう危険になるものであるということは明白だと思つております。

先ほど、市長が積極的にとおっしゃいましたが、そういう法律ができてしまつてから、実際積極的にそのことを

やろうとしても現にできるのかどうかと、現に多くの皆さんが公害で苦しんでおられるわけであり、中には、現在の法律ぎりぎりの線で訴訟で戦ってみえる人もおられます。そういうときに、この法律ができませんと、ほんとうに四日市市民の命と暮らしを守る点でどうなんだということについて、いま一度市長さんにお尋ねし、さらにより一そう住民の立場に立つた公害行政を推進されるということを、特に市長に強く要望したいと思います。さらに、きょうは臨時議会でございまして、このような関連はなかったと聞いておりますけれども、今日のそういう非常に緊迫した情勢の中で、議会ご一同のご賛同をいただいて、議会としても何らかの意志表示をしていただくことが必要ではないかということも皆さんにお願いしたいと思います。以上です。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

ご期待に沿うように努力をいたしたいと、さように思っております。

○議長（日比義平君） 以上をもちまして、本臨時会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和四十六年五月四日市市議会臨時会を閉会いたします。

午後四時二十分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会臨時議長 安垣 勇

四日市市議会議長 日比 義平

署 名 議 員 生 川 平 蔵

署 名 議 員 野 崎 貞 芳